

ID: 145

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷こもれびホール条例 第7条(第28条第2項において準用する場合に限る。)		
例 規 番 号	平成13年条例第119号		
【根拠条文】 (利用料金の減額又は免除) 第7条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市保谷こもれびホール条例施行規則第9条の規定による。 (利用料金の減額又は免除) 第9条 条例第7条に定める特別の理由とその減免率は、別表第4のとおりとする。 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする申請者は、減額又は免除の申請に係る書類を指定管理者に提出しなければならない。 3 指定管理者は、前項に規定する利用料金の減額又は免除の申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、その可否について決定し、申請者に対して通知する。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日